

教育長室

## 議案第77号

### 港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

将来、社会に貢献する人材を育成することを目的に実施している港区奨学資金について、令和2年4月から国や東京都の高等学校、大学等への修学支援制度が拡充されたことを踏まえ、区の実態により即した支援を行うため、「港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区条例第5号）」の一部を次のとおり改正します。

#### 1 改正内容

##### (1) 高等学校等を対象とした奨学資金の廃止（第1条、第2条、第3条）

国や東京都の修学支援制度の拡充により高等学校等の授業料が実質無償化され、港区奨学資金の応募者が減少傾向にあることや東京都等に代替となる貸付制度があることから、高等学校等を対象とした奨学資金を廃止することとし、奨学資金の目的、奨学生の資格、貸付額及び貸付期間に関する規定から削除します。

##### (2) 大学等を対象とした給付型奨学資金制度の創設（第1条、第2条、第3条の2）

成績優秀で意欲が高いが経済的理由で大学等への修学が特に困難な者を対象に、区の実態に即した独自の給付型奨学金制度を実施するため、奨学資金の目的、奨学生の資格、給付額及び給付期間に関する規定を整備します。

##### (3) 大学等の奨学資金の応募対象を進学予定者から在學生に拡大（第2条）

不況、災害、感染症の流行等により、修学の継続が困難となる学生を支援するため、奨学生の資格に大学等への進学予定者に加えて在學生を規定します。

##### (4) 大学等の奨学資金返還者を対象とした新たな免除制度の創設（第9条）

学生の学習、就職への意欲を高めるとともに、採用困難な人材を確保し区民福祉の向上や中小企業を支援するため、区民の安全安心に関わる福祉、医療系の国家資格を取得した後、5年以上区内の事業所でその業務に従事し、返還金の滞納がない、又は、5年以上区内の中小事業者の事業所に勤務し、返還金の滞納がないのいずれかの条件を満たした場合は、返還期限が到来していない分の返還金を免除できることを規定します。

##### (5) 返還金にかかる違約金の利率の変更（第10条）

令和2年4月1日の民法改正により法定利率が年3%に引き下げられるとともに変動制が導入されたことに伴い、港区奨学資金の返還にかかる違約金の利率に関する規定を「年7.3パーセント」から「法定利率」に改正します。

#### 2 施行日

##### (1) 施行期日

上記1(1)から(4)までについては令和3年4月1日、(5)については公布の日

##### (2) 適用期日

上記1(5)については、令和2年4月1日